

## 新理事長あいさつ

～「農業公社だより」の創刊によせて～

この5月31日付けで、佐賀県農業公社の理事長に就任しました島内利昭です。農業公社は、昭和46年の設立以来50年にわたり、佐賀県内の担い手への農地売買や農地中間管理事業による農地貸借の契約・賃料の支払いをお手伝いする「農地の売買・賃借の窓口」として市町、農業委員会、農協ほか関係者と連携し、農家の皆さんの経営発展の支援をしてまいりました。

公益社団法人 佐賀県農業公社  
理事長 島内利昭

【沿革】	昭和46年7月	「社団法人佐賀県農地保有合理化事業公社」を設立
	平成14年4月	特定鉱害復旧事業の業務を開始
	平成24年4月	「公益社団法人佐賀県農業公社」へ移行
	平成25年4月	「財団法人佐賀県青年農業者育成センター」を統合
	平成26年3月	農地中間管理機構への指定
	令和3年4月	園芸団地の施設整備・運営業務を開始

【主な業務内容】	①農地中間管理事業	… 農地の貸借を通じた農地の集積・集約化
	②農地売買等特例事業	… 国・県などの規定に基づいた農地の売買
	③園芸団地整備・運営等事業	… 園芸団地の施設整備及び運営
	④就農相談・支援事業	… 就農相談、就農支援情報の提供
	⑤特定鉱害復旧事業	… 特定鉱害による浅所陥没等の復旧

令和7年度からは、農地の貸借は基本的に農地中間管理事業に統一され、佐賀県内の農地のビッグデータを保有し農家の皆さんへの各種サービスを提供する名実ともに「農地バンク」となり、関係者の皆さんに適切なサービスを提供していく組織となります。

もちろん、これまで以上に市町、農業委員会、農協ほか関係者との連携強化が不可欠となります。



(佐賀県農業公社 専務理事ほか職員21名)

## 【組織体制】

## ・役員構成

県、市町、農業団体、農業者の代表者  
など理事12名、監事2名

## ・事務局構成

専務理事（1名）

総務売買部（5名：総務、売買、鉱害）

業務部（16名：中間管理、園芸団地、就農支援）

このたび、この「農業公社だより」を創刊し、農業公社の動きを皆様方へしっかりとお伝えすることとしました。

今後とも、皆さんにとって役に立つ農業公社として尽力してまいります。

# 佐賀県農業公社の業務紹介

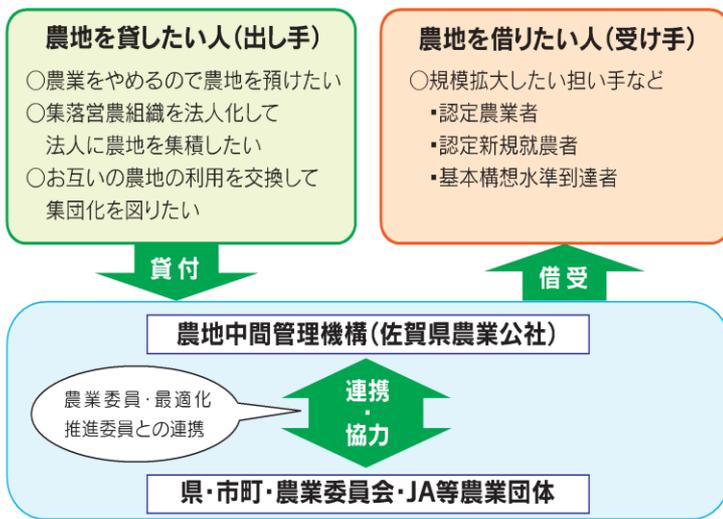
## 1 農地中間管理事業



(公社HP内「農地中間管理事業の手続き」のページ)

農地中間管理事業とは、農地の貸借により、地域農業の担い手に農地の集積・集約化を行う国の制度として、平成26年度からスタートした制度で、農地の出し手と受け手を利用権の設定で結びつけ、農地の効率的利用を推進しています。

農地の貸借の間に農地中間管理機構が入るため、受け手農地の利用権の交換（集約化）が進めやすいことや、機構が賃借料の受払いを行うことなどが特長です。



### □メリット

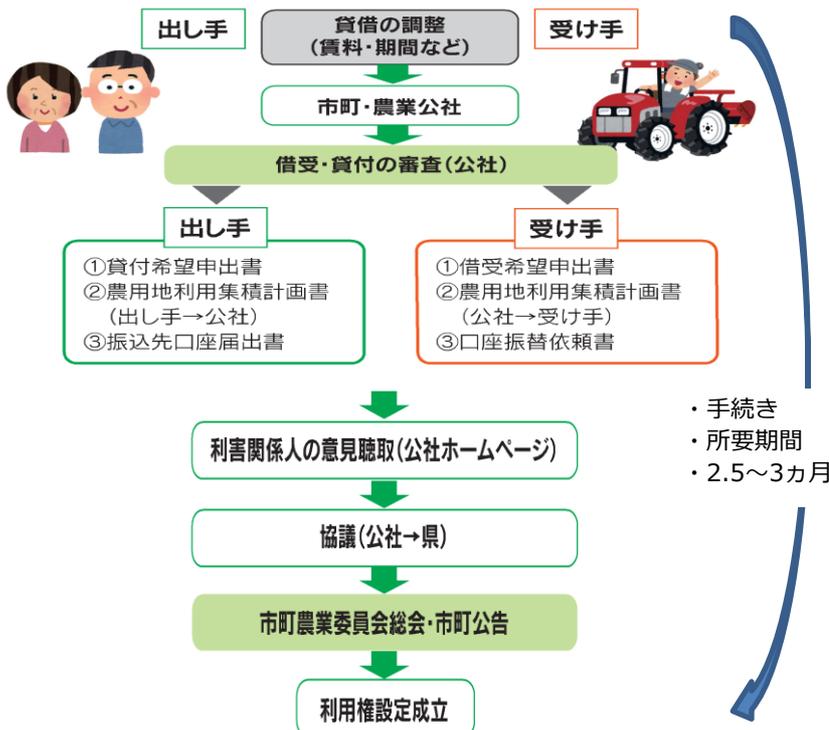
- ①機構が賃借料の受払いを行うことで受け手の賃料支払いの効率化
- ②一部の基盤整備事業等の採択要件となっている
- ③固定資産税の軽減措置を受けられる場合がある

### □留意事項

- ①貸借期間が決まっている（本県の場合、3年以上）
- ②賃料の徴収支払の期日が決まっている  
借受者…毎年12月10日に借受者の指定口座から引落  
↓  
地権者…毎年12月25日に地権者の指定口座へ振込  
主な要件…①貸借期間3年以上②農振地域内農地 など

### ≪特記事項≫

- 受け手と出し手農地の原案が既に決まっている**農地集積一括方式**による貸借
- 貸借の手続きに必要な情報
  - ①**出し手情報**（住所・氏名・電話）
  - ②**農地情報**  
（所在地・地番・地目・面積・利用権の種類・利用内容・始期・終期・貸借年数・賃料）
  - ③**受け手情報**（住所・氏名・生年月日・年齢・電話・担い手区分・希望農地条件等・現在の経営状況）  
※法人の場合は定款・登記事項証明書  
※農地所有資格法人の場合は組合員・株主名簿の写し
  - ④その他
    - ・農地が**未相続**の場合は関係者の**過半の同意**が必要
    - ・地権者が農地所在地以外の市町在住の場合は**住民票**が必要



## 2 農地売買等特例事業



(公社HP内「農地の売買」のページ)

農地売買特例事業とは「農業経営基盤強化促進法」に基づき、農家が規模縮小や離農等で売りたいと思っている農用地を、各市町の農業委員会等と連携・協力して規模拡大や安定的な農業経営を図りたいと思っている担い手に、あっせんや利用調整を行い、売買の調整ができたものを公社が買い入れ、担い手に売り渡す事業です。



売り渡す担い手の資格要件により、次の3事業があります。

- ・農地売買支援事業（国庫事業）
- ・佐賀県農地売買支援事業（県単独事業）
- ・佐賀県農業公社農地売買事業（公社単独事業）

農地売買事業は昭和46年から実施しており、これまでに件数で7,700件、面積は令和4年産佐賀県の水稲栽培面積22,200haの12%に当たる2,700haの実績となっています。

近年は、年間120～150件、50～70haの取り扱いとなっています。

公社等が、書類作成の手伝い、登記、農地代金振込み等を行うため、手間がかからず安心です。また、この事業を利用することで、**譲渡所得税、不動産取得税、登録免許税の控除や軽減措置を受けることができます。**

## 3 園芸団地整備・運営事業



(公社HP内「園芸団地整備事業の概要」のページ)

佐賀県農業公社では、「さが園芸888運動」の取組を支援するため、県の承認を受けた園芸団地において、園芸ハウスを整備し、農家の皆さんにリースする事業を行っています。

当公社が整備・リースすることで、整備にかかる事務や初期経費の負担が軽減され、新規就農でも施設園芸に取り組みやすくなります。



これまで、白石町園芸団地（新開）で3名のいちごのハウス・育苗施設を、武雄市園芸団地（武内町・朝日町）で3名のきゅうりハウスを整備・リースしています。

佐賀県農業公社は、園芸ハウスの整備・リースで、施設園芸にチャレンジする皆さんを応援します。

(武雄市、白石町の園芸団地構想の内容はこちらから→)



## 4 就農支援事業



(公社HP内「農業を始めるには」のページ)

佐賀県農業公社は、地域の「就農相談センター」にも位置付けられ、就農希望者に対する相談対応をはじめ、新規就農に関する支援や情報の提供などを行っています。

### ① 就農相談活動

就農希望者が農業公社へ足を運んでいただいている相談やオンライン相談はもとより、東京、大阪、福岡など都市部で開催される就農促進イベントに出展し、就農を希望される方々などの相談をお受けしています。

相談者に寄り添い、関係機関・団体と連携しながら、就農までのみちすじを探ります。



就農相談の状況（イメージ）

### ② 就農に役立つ情報の発信

当社ホームページやブログ、SNSなどを通じて、就農までに準備すること、各種就農支援策、就農促進のためのセミナー開催情報など、就農お役立ち情報を発信しています。



## 5 特定鉱害復旧事業



(公社HP内「特定鉱害復旧事業」のページ)

佐賀県農業公社は、石炭等の採掘が原因で受けた被害（鉱害）を復旧する臨時石炭鉱害復旧法が法期限（平成13年度末）を迎えたため、平成13年12月1日に国から「特定鉱害復旧事業等基金制度(今後、地表面より50m以内の石炭採掘に起因する鉱害を復旧するための基金)」による「特定鉱害復旧事業を行う指定法人」の指定を受けました。

当公社では、平成14年度から令和5年度の22年の間に被害が発生した、農地・家屋・公共施設併せて40件の特定鉱害被害について九州経済産業局から特定鉱害の確認を受けた後、県・市町の協力の基に復旧する工事を行っています。

特定鉱害により地面が陥没したことから擁壁が倒壊し、農道及び用水路が被災（写真左）

特定鉱害復旧事業により被災前の状態へ現形復旧した工事が完工（写真右）

